

「市民後見システム」構築のための諸条件に関する考察 —市民後見人を初めて誕生させた地方自治体の取り組み例から学ぶ—

○ 田園調布学園大学 金井 守 (会員番号 6302)

キーワード : 権利擁護ネットワーク 市民後見推進人材 市民後見推進のための組織化

1. 研究目的

判断能力が十分でない高齢者、障害者が福祉サービスを利用しながら地域で尊厳を保ちその人らしい生活を送ることができるために、権利侵害から守られるとともに、その人の意向が実現されるよう積極的に権利擁護が行われることが今ほど強く求められている状況はない。そのため、成年後見制度を積極的に活用することが必要とされている。

このような中、平成 24 年 4 月改正老人福祉法が施行され、国は、市町村に対して市民後見人を養成し家庭裁判所に推薦すること（市民後見システム構築）を義務付けた。これを受け、市町村及びそれを支援する都道府県において市民後見システム構築に向けた取り組みが始まっているが、本研究では、国が意図しているように将来的に全市町村で市民後見に取り組むことを視野に、今後の市民後見システム構築の普及に向けて、どのような環境整備や条件があれば市民後見システムの構築が可能となるのかを探り考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点として、①地域における権利擁護実践、②成年後見制度の利用促進、③高齢者・障害者の福祉の向上、他に、市民参加、住民の支え合い、ネットワーク、連携を上げる。

研究の方法として、文献・講習会資料に基づく市民後見システム導入の意義の考察、厚生労働省ホームページデータに基づく全国的市民後見推進事業動向の把握、地方自治体による取り組み事例から市民後見システム構築のため必要な諸条件を探る。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉士会研究倫理指針に従う。引用について、引用は厳格に行い、自説・他説を峻別する。事例研究について、匿名化して使用するとともに、発表につき当事者より文書で承諾を得る。文部科学省科学研究費補助金を受けており、科研費補助金使用ルールに従っての研究である。

4. 研究結果

最初に、市民後見導入の経緯を述べ、その意義を論ずる。少子高齢化の進展による認知症高齢者等の増大等に対応し、品川区や大阪市その他で市民後見人養成に先進的に取り組み実績が積み重ねられてきた。このような背景の下、平成 24 年度から国として市町村に対し市民後見人養成等を義務付ける法律改正が行われた。判断能力の不十分な方々が地域で生活を継続できるためには権利擁護活動が必須であり、市民後見システムを通してきめ細かい後見的支援を行うことは、極めて意義のある取り組みである。

次に、国（厚生労働省）による市民後見推進事業の実施状況を概観し、市町村における市民後見システム構築の全国的な動向を把握する。平成 25 年度における国による市民後見推進事業実施市町村数は 128 市区町である。平成 23 年度が 37 市区町、平成 24 年度が 87 市区町であり、取り組む市区町は拡大している。実施市区町によって、養成研修の着手、登録、市民後見推進機関である成年後見（支援）センター設立、市民後見人の選任の各段階にあり、進捗状況は多様である。また、市民後見人養成や成年後見センター運営の委託先についても社会福祉協議会が多いが NPO 等もあり多様な状況である。一方、共通に見られることとして、先進市町村の視察や市民後見推進モデル事業自治体研修会における学習や情報交換、地域に存在する法律・福祉等の専門職・専門職団体との連携がある。

事例研究として、四国 A 県 B 市における市民後見システム構築の取り組み事例から、市民後見人第 1 号の選任に至る経緯を通して、市民後見人養成から選任に至るプロセスにおいて、どのような要因や環境条件が影響しているのかを探る。要因として、①市民後見推進人材の確保・育成、②市民参加（養成研修受講、成年後見センター運営協議会への参加等）、③法律・福祉専門職（団体）との連携、④市民後見推進組織の組織化（成年後見センター設立・運営）、⑤家庭裁判所との連携が挙げられる。環境条件として、それまでの権利擁護活動の取り組みと権利擁護ネットワークの存在が重要である。

5. 考察

研究結果を踏まえ、市民後見システムの構築を可能とする要因や環境条件について考察する。その際、研究の視点として掲げた①地域における権利擁護実践、②成年後見制度の利用促進、③高齢者・障害者の福祉の向上等の視点からの考察も行う。

（1）市民後見推進人材の確保について、市民後見システムを構築するための人材の重要性に着目し考察する。（2）養成研修受講者募集や登録から受任までの待機期間、受任後の活動支援等に関する市民参加のあり方を考察する。（3）法律・福祉等専門職及び専門職団体との連携のあり方について、養成研修、受任調整、活動支援、成年後見センター運営を含め考察する。（4）市民後見推進組織の組織化の意義、家庭裁判所との連携の問題を考察する。また、地域における権利擁護活動と権利擁護ネットワーク形成の重要性、後見監督、高齢者・障害者の意思決定支援についても触れる。